學濟經學大國帝都京

號

12.

e] r

助郎

行發日一月七年五十正大 Œ 清凉飲料稅 天 誤 劾 我 我 なる植 **粉出生絲檢查法。郵便年金法。** 圆 調 0) 三年 政の 圕 節論 曾 織物消費稅法中改正 大 0) 和 \$策。畸形 曾 貸借ご金 季節的變動 财 0 ご地 及 図 ぴ 政 口 O) 價格 シア 4 方 演 苑 叢 錄 -[: 附 1[] 見 勞働 /// 製鐵業獎勵 ・地方税に翻 制度改革 禁 琉 $\|\|$ 珑 所する法 教授 助教授法 教授 **教丸** 授州 教授經濟學博士 教授 健康保險特別會計法 法學师, 法學 文學也 法學博士 法 И. 11: Ŋţ. 麒 ľΉ 17 慷 上學 :1: :1: :1: 中木 木 山 非 沙 末 河 郙 名本 <u>-l-</u> Ш 農 獹 美 当 χî 之 嗣 正 $\hat{p}|0$

助

郎乃

刌

雄

য

埜

載

涧

田

嗣

郞

戦後諸國の土地制度改革運動

τ 機と目的とは必ずしも一樣でないし、特にその直面の必要に至つては固より甚だ區々であるけれ 思想に要求さが、之を促したのもあるし、又さうではなくて單純なる國内植民といふ經濟政策上 を得べきものである。そして又その運動の行はれるに就いては、社會主義的な特に共産主義的な より諸國に之を見たる廣義の土地制度改革運動 Bodenreform od. Bodenbesitzreform の發現と見る の必要を主とし之に社會政策上の必要を加味したやうな目的から行はれたのもある。卽ちその動 世界大戰以後歐洲大陸諸國に在つては、土地の所有狀態を改革すべき必要が大いに 戯 ぜら れ 他方に於ては自作農創定の事業又は國内植民の事業として行はれたのであるが、 諸國にその實行を見るに至つた。そしてそれは一方に於ては土地の社會化運動とし て 行 は 兎も角土地の所有狀態を改革し若しくは改善して、一面にはその狀態の餘りに不平均なる 何れも古く

ツエツコスロヴアキア國の土地制度改革

第二十三卷 (第一號

四二

四

より 12 來 12 綸 、る生産 る 利 鏦 谹 經 ご調 濟上 和 ح と社會生活 を齎 さん ごする積 上の弊害を除き、 極 ざ消 極 他面には之に依て生産 E の 目 的 0) 為 B) 第 Ę 一號 廣 經濟上 四三 < 諸 圆 一と社會 11 四二 砂つ て大い 苼 活上とに

n

活氣

を以

て此

事

業

v

行は

れたことは、

大戦後

に於け

る最

も注

は意すべ

含出

狣

事

<u>の</u>

さ調

は

ね

なななら

ij

新

は 0 なら 私 併 有 大戦 餇 を全廢 後 は 諸 共産 阋 農 に行 非 露 經 西 ij 管を 弫 n İZ の之を行っ る土 Ł 成 地 3 制 ~ 12 (度改革運動 公共の 80 70 手 あ って、 ίĴ E 收 めて 大體 誚 行 ふ迄も に於て三様に種 は んさせる完全な なく共産主 莂 ้ ก 義 る礼 U 計 12 んるを見 會 諶 化 1 依 U) 企 h 遁 圖こ 土 地

割 O) 0) n 事 護 7. C 業 渡 あ あ を行 立 ÷J. 0 h ごする計 ځ は 衂 政策これ 的 豕 ッ と實行 U) J. 盐 手 ッ で i in 15 7 方法 依 あ ス زيا T h u 强 ごを異 ζ あ ッ 餇 7 る 。 獨 的 ÷ 三は 逸 12 ァ 、洪牙 0) 1. 行 私的 地 を收 居 ~ 利 る 事業さし <u>ځ</u> ŧ 用 jν 露 O) ΰ Ī 或 7: 西 -,· 亞 あ て公共の は之を國 = Ź |では曾て私が之を論 7 其 此等三 伈 援 有 歐 助 地 亚 Ő 種 ど為 U) ŕ 中 の運 Ü U 間 に在 蓟 上 或 は各 地 は 示 之を自 矛 る 諸 12 k 割 多少 やう ど自 圆 作 0) 作 農民 行 農 ` 當初 共 抉 C ろ 0)

を造

h

出すに終つてしまつたが、

ځ

にか

ζ

革命後土地制度と農業狀態とには大變革が行

はれ

上

だ 0

かさ

實際

於て

11

封

继

的

な從

浆

0)

躼

態を改革

i

て大農制

を打

破

し其代

りに自作農

的

75

農

業

択

態

方

쐁

O)

場

ご目

Œ

L

τ

計

盐

は

全然

土

扯

0)

私

有制

Ŀ

廢

止

ī

τ

扎

飼

生產

組

合

12

依

る農事

經

監営を行

は

L

抄

る方

釒

T

đ)

つ

12

0)

L

本誌第十五卷第六號所載推稿『勞農露國の農業』 1) 拙著農業社會主義と組合社會主義八九――一二四頁 收

O)

Ш

來

婔

Ļ

場

合には、

呅

限

定さ

れた

る收

觓

法

の適

甮

に依りて之を得ることの出來

るもの

n

12

0

T

あ

從て其

 $\widehat{\sigma}$

事業は

歐

歐亚中

聞

諸

國

一に於け

るほ

と國家的に踏込んだものでなく、

る 。3)

地

は

私

桁

取

引に依て之を買收

し移

住會

莊

カジ

先買権を有

するものごせら

ņ

岩

し其道

に依て

土

垭

12

4:

地

所

有

O)

分

ΗĊ

鬑

態

を整

瑌

す

ることで

あ

つ

第二十三卷

四

所 有制 に關 4 る 法律 観念の 大變化 ک 圳 矛 配 V) 質狀に於 け ż 著 3 變動 どか 齎され ることし

þ, 地 水 農地 C 歐 H U) 凣 F)-I 制 圕 の諸 Æ. 分 図 H 小農民 に於 H る改革 の手 $\dot{\mathbf{P}}$ 運動 に歸 Ü は $\tilde{\tau}$ p しまつた。 は h 政治 的變革と共に行 はれ たのであつて、 元 來

(= 此 腑 行 *ᇇ* は 쑄 人種 有 it 農村 Ú) ď n 諸 地 ä 3 _Ŀ 図 者 Ė 0) Ó 3 を得 脳 ĪΞ 1116 カコ U) 肵 刎 は 產 i, 大農地 な 者 は ௭ Ġ あっ そ Ĺ か 12 禣 止 つ 0) 7 限度以 12 脝 业 へ き土 有 を得 U) £ E が 地 廣 地 あ t) 上 受く行は **5**0 Ũ 10 ō 廣 度 めて Ш 改革 25 そして づ れて居て、 自 3 部 對 ŧξ 作農民として 此等 して 分を公 †Z 經 濟 ---Ú) 地主 共的 定の 上の 圆 Ż. 落付く 最大限 に於け 15 必要ご社 **と農村無産者** 收用 度を定 やう、 し之を分割 る 會上並 Ł. 地 色々ど込入つ δĎ 捌 どの階級 びに政 度改革 其限 して 事 治 內 度以 的 地 業 上の 分裂が著しく, 12 移 Ŀ Ü 實行 一に廣 住 共 顧 虚 旓 逥 方策 き出 との) 큐t 7 業 る 0) を行 迊 下 栫 揺 ! -を

繼 쇊 水 して然 (: 獨 逸 ው 13 ŧ ίŤ は 一層有效 n 12 る土 12 行 抋 は 쒜 ñ 度 改 どする 革 車 業 のであって、 は 戦 前 7)3 戰 Ġ 夙 後 一發布 i. 行 され は n 12 τ 移 居 荏 12 法 肵 や家産 0) 内 圸 法 植 12 Ŗ 揻 U) 鄆 業を +

國家自 どせら 買 J. Wiehen, Die Bodenreform der Tsckechoslovakischen Republik, Berlin 2) 1914, S. 11

本誌第十九卷第三號所瞰拙稿『獨逸の國內植民事業』 3) 拙著農村研究九七——一二七頁

身の事業として之を行はないで其事業の為に造られたる團體の手に依て行ふものとせられた。 줆 嵌 x, ·y 3 スロ ヴアキア國の土地制度改革 12G 12G

こどであるが、 右 句如 く多少づへ相違せる土地制度改革事業について比較研究を試むることは、 私は旣に露西亞の土地社會化事業を獨逸の自作農創定的な內地植民事業とについ 徊 に意義 ある

業を窺ふべく就中ツ ては 通 りの研究を爲して所見を公にしたから、 **__** ッ = ス U ヴアキアに行はれたる所を觀察してみたいと思ふ。 茲には歐亞中間諸國 に於ける土地制度改革事

農村狀態 ッ т. ッ ⇉ ス 口 ヴ アキア共和國領域内の

12 かゞ 7) > 同地 夘 普通農民との間に大いなる階級的區別が存して、 方に在つては、 るが如く、 ッ æ. 古くから大地主制が廣く行はれ、 ッ コ ス Ţ.J ヴァ ŧ 7 共和國はもどの墺太利のボ 一方は命合者たり支配者 然かも古くは大地主は卽ち領主であ ヘミア地方に當るのであ 12 þ 他 方は

制 服 ぎなかつた。 と階段 一從者たり從風者たる關係に在つた。 |的區別とは依然として存續し、 そして尙は同地方に在つては、 そして封建的な領主權の亡びてから以後に於ても、 農民の多くは無産者として單純なる農業勞働者 大地主中には外國系統の者が多くて、 其の手 た 中に土 大 ろ 地 過 主

地

所有の段々兼併される勢は永い間繼續して現代に及んだのである。從て農村の事情は頗る複雑

で政治的にも經濟的にも社會的にも中々込入つた習弊多きものであつた。

農地の 感じ又より多く之を必要さしたのである。 制二分を占めて居た。 人には同 三十一人は自立せるもので 三四•八人が (1 自作者で三六・二人は 勞働者であつた。 PL 然 分強に當 は 反して、 るに同 Ł ı þ 扡 で地 |國がまだ墺太利の一部であつた一九一○年に行はれたる人口調査に依れば、 餇 國一般 度改革の問題に關しても國內の獨逸人系の者よりもツエックの方がより以上の利害を るのだが、 ッ 咏 r 3の豊饒な地方には主にツエック人が居住し、 ッ の經濟發達の程度からいへば、農業は甚だ重要の地位を占め、 ク の方にはそれが多いからである。 そして同地方には獨逸人とツエック人とが住で居て國を成して居るのだが 農業從事者中に在つてはツエックは實に七闍强を占めて居るのである。 加之 勢働者なるに反して、 蓋し獨逸人の中に在つては土地を所有しない者は少い 大農地制は獨逸人の居住する地方に在つてはツエ 即ち百人の農業從事者中獨逸人に在つては ツエック人は總人口に對しては六割 ッ 'n, .**"** ク人側ではたヾ二十九人が 農業に從事 總人口 する 0) 四

實に多く、 の行はれ 纵 るに飜つて同國 - る歐洲の實狀にして五反步所有では農家はどうにも食つて行けない 總所有地中凡を其半數は半ヘクター に於ける一般的 ル (凡そ我 五反に當るの だが 水 のである) 田米作ならず畑作 以下の面

土地分配狀態を見れば小農地所有又は過小農地所有の割合は

ク人の居住する地方に比し遙かに僅少な意義

しか

持

つて居なかつたので

ある。

<u>ም</u>

ッ

ツコ

スロ

ヴァキア國の土地制度改革

四六

渝

逤

積しか無かつたのである。 然かもかくる小所有地全體を合して其の面積を見れ は全地 偛 0) 僅

なつて居る。従て之を過小農地と見るのである。然るに此の過小農地は總所有地數中の七割强に あつて然かもその總而積は全地積の一三・七%にしか當らない有様だつた。 一・三%にしか及ばない。 りでも大體同樣だが)二ヘクタール以下の面積を所有して居ては一家の生活は出來難いものと そして總所有地數中の八割二分は 五ヘクタール以下の面積の所 由來同國では(獨逸あ 有 地

居るのである。そして二千ヘクター以上の所有地敷は 所有總數中 僅かに○•○一%しかないけれ 所が大農地所有に至つては、 二百~クター以上の所有數は 總所有數の○•○六%に當るに過ぎ | 其の總面積からいへば 全地積の三五•六%に及び、實に その三分一以上を占めて

及び 然かもその面積合計は 總地積の六•五%に過ぎなかつた。

は |土地所有分配の狀態であるが、更に土地を利用し農業又は林業を經營するその經營の大さ ど、その面積は總面積中 二七・七% 卽ち四分一以上に當つて居る有樣である。

に就いて見れば、舊ぉへミア地方に在つては小規模經營がその大部分を占めて居た。卽ち羋へク ター以上五へクター以下の經營面積のものが總經營數中の宇敷以上を占めて (五六・八%) 居たの

> である。之に中規模經營のものを加ふれば、その經營總數に對する割合は實に九九%に及び百へ ター以上の大規模經營のものに至つはて 僅々○•五%に當るに過ぎなかつた。 從て同地方に在

は は つては小作經營が廣く行はれて居るのであつて、 自作 純粹なる小作經營であった。 一衆小作又は純然たる小作經營であつた。 卽ち自作經營は農業經營總數中の約年分に過ぎないで、 そして其等の小作の大部分は二ヘクター 小規模經營中の三一・二%は 小作を主さする又 他の 以下の過 半數

小農地經營を爲すに過ぎなかつたのである。

らしめた事情としても十分注意しなければならぬ所たると同時に、 狀をは何 C に實行せしめ得る事情であつた。卽ち小規模小作地に在つては、其の經營方面に於ける經濟的實 經營實行に變化を及ぼすことなしに、 カゞ 6 13 斯 出 j く舊ポヘミア地方に於て小作農業の廣く行はれて居たことは、 冰 13 å 利 永小 便を齎す所以であり得る。それに叉小作人はその地位と法律上の權利とを改善すること .等攪亂することなくして所有關係だけを改善するを得て然かもその事は國民經濟的 更には又大规模小作地に在つては法律上に於ける地位の變更に依 .作權的なるか、然らざれば一定の制限の下に於ける所有權的な權利を獲得すること 克く國家が從來の地主の地位に取つて代ることが出來る次 叉土地制度改革事業をは容易 土地制度改革の事業を必要な り同時に經濟的 に大 なる

そして更に農業經營上に於ける勞働狀態に就いて見れば、舊ボヘミア地方では經營中その七割 は自家勞働に依るものであつて、總經營數中たぃ二割二分强に當るものだけが他 人の勞働を

э: 7 = スロ

ヴァキア國の土地制度改革

雇入れて經營を行ふに過ぎなかつた。 ኤ に就 į٠ て重要なる意義を有するものたるを失はなかつた 此の事情も亦舊ぉへ のであ ミア地方に於て土地制度改良事業を行

業勞 大地 主 働 者 カゞ 頗 に折 であ る廣大なる土地を所有し、 るか然らざれば無産者に近き小自作農民たり又は自作兼小作農民であつて、 くの如くにして土地所有分配の狀態に大いなる缺陷あり、 他方には農民の大多數は純然たる無産者た 方には極めて少數 んる小作 人又 彼等の

へは農

なる

從水 火 120 部 栫 售 孙 10 ٦ť. は 12 ス 3 自 u ッ 7 1家勞働 アキ 及 ス 7 u 地 ッ に依て極めて小規模なる農事經營を行ふも 心方は最 7 + ア地方に於て農民離村の狀勢を造り成さしむる主たる原 も人口稀薄なる地 方た 3 に拘らず農村としては人口 のた るに過ぎなかつ 過 12 剩 因 事 0) で 地 鬝 đ 方 は

る矛盾-ち同 面 一つて流れ行くさいふよりも、 地方では、 した状態を呈して居たのであつて、 農村の人々は田舎に厭いたから之を離れるといふよりも又都會生活に憧 主さして農村生 農民難 活の望み無 ||村の傾向は最も著大ならざるを得な き特に土地獲得の望み無きに失望 か 2 れて之に

卽

つ

る事 \mathbf{H} |含を捨てへ去る事情が强 情だつたが故に、 此の地方にあつては、 かつたのである。 大地 そしてそれ 主制 は農民離 が上地 一村の原因なりご見るオ 所有 の分配狀態の惡しき為 ~: 12 生ず

ィ

れざるべからざる最も有力の原因を爲し理由を爲すわけであるから、 腕 說 が最もよく妥當せる次第であつた。 そしてその事情は是非とも土地 舊墺太利帝國に在つても 制度改革事

H

て然かも實行され得なかつた所のものが、實行されることヽなつたのである。 決する機會を造り成したのであつて、その結果はともかくとして、事業としては多年必要とされ その事業の計畫は立てられたのだつたが、終に實行せられないまへに推移して大戰期に入つてし まつた。そして大戰の齎らせる政治上の大變革と經濟上の事情の進展とは、終に多年の懸案を解

大所有地の差押ご收用

當時 法治國に在つては行はれ得べきものでなかつた爲に、 行つた。 るを得 の大地主の所有地は大抵その略取に起原するものなれば、 に革命起り、 舊墺太利帝國ボヘミア地方に於ける土地制度改革事業は、一九一八年十月二十八日にプラーグ 社會民主黨は、 せしめん為めに國家は大農地を無償にて收用すべきであると主張して大いなる宣傳運 けれども革命の嵐が吹き過ぎて時情平穩に歸すると共に勘かる無償なる土地收用 ッ エッコスロヴァキア 元來同地方に於ける土地はハプスブルク王朝の為に略取されたるもので 共和國の建設される氣運の熟すると共に太變革期を迎へ 大農地を分割して之に自作農民を扶植 今や無產者に土地を十分に獲得耕 は 作す 苟 動

業の手始めとして、序論的に行はれたるは、 一九一八年十一月九日に布かれた 普通の政策が實行されることになつた。

土 施制

度改革事

禭

ッ

ェ ツコ

スロヴアキア國の土地制度改革

第二十三卷

(第一號

띠 力.

四九

Wiehen, a. a. O. S. 19-29

する

禁 る ıĿ. 4: す 地 Ś 卦 r 鎖 且 介で Úij ある。 ح L 72 0 之は主として大所有地 そして其の發令に 依 つて一 12 對 Ũ 方 Ī 第二十三卷 + 行 11 地 0 10 72 所 るも 有 绾 者 は のであつて、 號 急い Tī. ē で之を賣り 共 T. O 0 逃 自 山 處 7 U 分 Ī

を禁 ر ح は 朏 建 政 うさして 府 図 Ġ JĿ じ然 匇 Ŋ 國 14 かる ð n 內 る ŀ ᆁ るこ 出 徐 來 務 ろに 3 どになつた ないことにな 端だ 土 7 地 業團 12 13 爲 對 0) 體 す で þ, Ø) 12 8 あ z Ħ 他 對 30 h 方 O) L 立. て、 との 卽 łΞ 法 ち革命 は は 立 文 土 土地 42 一法を 地 政 年 政 'n 策 行 府 10 經 うて 餓 は 過 奵 不 え して 制 何 妏 12 度改 取 る人 漸 ζ 革 ō べ 17 行 **±** を爲さん カゞ か IJ 地 暴力 n 封 就 龯 を以 得 た ح 1= Ĺ て 土: 0) 依 詳 Ĉ 72 7 その ħ の 地 t を占

を酸 n かぇ ΉĒ L. 多 桁 數 は ĨΙ Ł E 0 兆 13 分 B j 6 て ______ 待 0 を許 k 0 方 \$ な 針 を か 問 7 ふて 12 Ł 見 Ø 1: 75 かっ 之に Ş 終に 對 す Ź 回答 0 斷 定 0) 的 公 な處 ij z 置とし n 12 る で立 b 0) 法 P <u>አ</u>ኝ あ 行 Li 3

は

0)

あ

5

Ю

る農

1-

¥

12

す

È.

13

Ŀ

τ

細

な

る

質問

書

つ

τ

Z

0)

自

由

處

孙

頟

す

あ

る。

伙

な立 ることへ Ó どする。 とい ح 法 4) ÌΖ å なっ るに Ġ は そし ñ 百 過 120 た Ŧī. "خ Ť + Īs z Z Z ^ 0 n ŋ ì ι'n 差 は 9 は 然 此 剕 Ī 八 L 0 IJ 12 ż 差 依 Ŀ 揶 ル OO) h 國家 農 收 年 И 地 用 椬 四 ち 著く 月十 b, 11 籄 當 10 六 大 地 該 は 農 12 払 三百 H 行 i Ü 地 20 指 Ŧī. 行 は 收 + n 示 は る 用 25 n ^ 冱 L n " 12 る大 は 12 タ 12 當 1 Ġ る 該 所 以 Dr 0) で 有 地 有 Ŀ は 0) 地 0 业 なく 庌 E あ 差: Ġ 押 有 收 、之を收 ด้ 者 用 で あ は L Z 之 叉 ± 0 tz o 用 分 かる 地 割 を意 自 L 得 す そ Ш 處 3 3 脒 0) <u> 746:</u> を得 大所 分 す Ŀ 傰

法

的

に大

b

に制

限

はせられ

るも

のであ

Ś

13

Þζ

尙

13

注意すべきことは

此

O

差押

は當

該

地

0

必然

に收

的

3

b

有

乢

ł

 σ

Die Enteignung des Grossgrundbesitzes und die Socialisierung des 5) Bodens; Bericht zum Fragebogen des Tschecho-slowakischen Ministerium für Landwirtschaft, Prag 1919

百五 用せられる前提を爲すものではなく、 一十ヘクター以下の土地一般といへども收用せられることあるべきこと之である。 更には又必要なる場合には百五十ヘクター以下の農地及二

3_o 法に陥する大體 地 廢止され 收用さるべき土地とは、 用せらるべきであつて、 もまだ收用されない土地の管理 戰時 就 中收用 H. た貴族及外國人にして位階的に土地を所有せる者の所有地、非合法的に獲られ は此の一 搥 Ľ. の方針を定めたのであつて、其の規定中には、 " の賠償に關する規定は注意に値するものであつて、 7 JL ス 12 九年四月十六日の法律は、大所有地の差押以外に土地制度改革の實行方 ヴアキ 敵國人の所有地、 その無償收用は特別法を以て實行さるべきものさ定められた。 ア國に對して不利を働きにる者の所有地これである。 、その收用、 舊ハプスブルク、ロートリ 賠償及分割等に關するものが含まれて居 土地局の設置、 左に掲ぐる土地は無償にて收 ンゲ ン王朝所属者の所 差押へられて然か 然しその特 たので その 12 る所 有地 無償 あ

顧慮して共の必要ありとせられる場合には、制限以上の土地をも留保することが出來 けは自己の爲めに留保するを得る權利を有し、又特殊の場合卽ち農家的工業や都市へ 方針を規定した。先づかくる土地の所有者は其の所有地の中につき法定の面積を越へざる部 次に又國家に依て差押へられ收用されたる土地の分割に關しても亦一九一九年の根本法は の供 るが、 に給やを その

般

別法は制定せられ

1;

か

つた。

翪

ッ

第二十三卷

Ξī.

i

濩

ッ

ı.

定されたる施行法は、 産組合的な經營に關する注意深き試驗を行ふ意味に於て企てられたのである。 こどを目 之を社會化することとを意圖したのであつた。そして其の施行法と土地制度改革の實行方法 割することへ更にはそれ等の分割されたる土 最大限は五〇〇ヘク 力に私有的な小規模經營と他方に社會化されたる大經營との兩極端の間に一の平均を造り - 的としたのであつて、所有と經營との規模に關して漸次的な計畫的な制理を行ひ、 ター 土地局の組織に關する一九一九年六月十一日の法律、 jv 迄とせられた。 此等の土地以外の土地の使用に關する規定は、 |地を産業組合組織により大規模經營のもので為して 經營管理 此の目的の下に制 に關する 叉生

H

とは

九二○年二月十二日の法律、土地收用及賠償に關する一九二○年四月二日の法律、 一九二〇年一月三十日の法律及び信用貸付に關する一九二〇年三月十一日の法律であ 分割に開する

もの 信用授受に關するものとである。 て最も重大にして叉困 に對する賠償に關するものである。 此等の施行法に就いて一々茲に說明する必要はあるまいが、就中最も注意すべきものは るが、 普通の)收用地 難なる間 に對しては勿論賠償を支拂ふのである。 題は、 先づ賠償價格 收用地の中には前に旣に之を示したやうに賠償を支拂 その賠償價格に關 に關しては社會政策的見地の要求する所 する決定と賠償支拂の爲に娶する資金の そしてその賠償支排 は に關 | 收用地 は 土地 な

の取得者をして其の經濟的生存を保障するに足る程度の價格、

詳言すれば土地の收益で土地價格

貸付を爲さしめることに依て問題を解決し 價の支拂に關しては土地取得者に現金を用意せしめる方法と、之に公共的貸付に依つて其の資金 だけは、之を國庫が負擔するに依てのみ圓滑に行はれ得る場合が少くないのである。 L 0) を獲得せしむる道を開き與ふる方法さの二つがある。然るにツエッ 用は、その牧用の際支那はれる買上價格と之を分割して小農民に譲渡す場合の拂下價格との差額 以てしては收用に應じない場合が少くないから、 に行へる所は、 得 |利子とがよく釣合つて土地を買取りたる者は其地の利用により收益の餘剩を得てよく生活を爲 る程 度の價格を以て適當なる賠償價格と見るさいふことである。 土地價格に關しては中間道を行き資金信用に關しては收用さるく大地主に强制 實際上に於ては、小農地創設の爲にする土 = スロ 然 るに地主は ヴァキア共和 カコ 次に土地代 ` る價 囡 一の實際 地 格

收

其の價 階段の土地に對しては其の價格の五%を減じ、面積階段の上ぼるにつれて遞次減價の歩合を定め て終に五萬へクタールの土地に就いては四○%の減價を行ふことにしたのである。そして次に土 於ては其 百 ヘク Ŋ 格 八の價格 ļ の決定に關し最も興味あることは、 ル の買上價格は普通價格に據ることにしたのであつて、一九一三――一五年に至 以上の土地の自由賣買の行はれた は千ヘクタール毎に衝吹割引されることであつて、先づ千ヘクタール以上 土地 る價格を基礎とすることにしたのである。 | 收用價格は千ヘクタール以上の廣大なる地 の第 そして 所に

褦

ッ

× ッ ı

スロヴアキア國の土地制度改革

第二十三卷

(第一號

11. E

Б

剆

地

tz

る間に

的

Ήī.

ĮЩ

谕

45

ッ

ı

地代 爲すを得るこごへし、 地 局は收用地の所有者に對して現金を以て其の買上代金を支拂つてもよければ、 .金の支拂方法に關しては國庫は土 其の場合には年四分の利子を附することに定めた。 赸 所有者に對して土地代價に相當する額を負債するものご も少し詳しくいへば、 又都合 12 よつ

<u>:</u>

0 債権に關 くさも宇坰毎の割賦償還を行ふものさするのである。そして不動産信用の原則に従 「側からは三ヶ月の告知期間を以て一時的に現金支拂を爲すことも出來れば、又公債を交付して しては債權者の側からは其の一時支棚を請求することが出來ぬけれど、 債務者に V, 此 る國家 0 手 膱

その所有者を上地代金額だけの債権者にして賠償原簿に登錄しその債權に對しては

國家

は

少

に從ひ何れか適當の方法を採るべきものどしたのである。 その支排に當てることも出來るのである。つまり國家は何れの方法を選ぶも自由であつて、 诗宜

四

業者、

農業に使

用

i n

tz る人

/i 及上

地を有せざる人々は獨立なる農事經營を建設する為に

先づ第一には個人であつて小農業者、

であつて、

其の分譲に興

かり得るものは色々である。

收用

され

たる土地

獲

るこどが出來、

は國家自ら之を所持しないものは、 收用地の分割に處分 定の順位に從つて分割譲渡せられ

その經營は自家の生活を支ふるに足り然かも他人の勞働の助を藉りないで一家 小工 るの 地 Ŀ 6)J. Wichen, a. a. O. S. 29-37; 43-51

<u>-ŀ.</u>

で經營出來る程度の大さのものとする。そしてその農事經營はその一家の專業であるか又は主た は農業の經營を共同に行ふことを專ら目的とするものたる限り上地を獲ることが出來 る の建物に附屬する庭園を建造する爲に土地を獲るこさが出來るのである。次に此等の人々の る業務たることを要する。 S_o る道を開き與へ、次には共同經營をは生産組合的な形式に於て農業に實現せしめんと企てたので 斯くて國家は先づ第一に自作農民其他の人々の爲に經濟的な家產又は住居的な家產を建設す 尚又此等の人々は住冢、經濟上の建物、小工業の爲の仕事場及び此等 0) C 圓

體

ある。 次に公共的自治團體、 次に生産者の産業組合、 次に消費組合、次に町村自治體、 次には科學慈

土地を獲ることの出來るものごせられた。

善等の為に設けられたる法人も、 の生活を支へ得るに足る面積といふここを以て標準とし、土地の品位その所在地方の事情等に應 分譲される單位區域さしての上地の廣さは、農地に在つては獲得者が個人なる場合には、

合員各個に對し右の標準面積に當るだけの廣さを以て最大限度としたのである。そして分譲され じ六ヘクター以上十若くは十五ヘクター以下ご定められた。獲得者が産業組合なる場合には、組 家經濟の設立の爲めに與へられるものなれば原則として不分割的な一家產地として授けられるの る土地 |の權利關係をいへば、所有地としての分讓は個人に對して行はれるのであつて、それは自

第二十三卷 (第一號

魪

裳

ッ

エツコスロヴアキア國の土地制度改革

ボ ナ

Tini.

叢

60 である。 對して附與せられ、 るものどする。 次に小作地として與へられるものは、個人が何等かの事情により小作を選ぶ場合に個人 個人以外では共同耕作組合、 個人に對して所有地が賦與せられるのは、 生産組合(産業組合)及消費組合に對して附與 土地社會化 さいる目 H)

ば矛

盾

したこさであ

るが、

ッ

丁. ッ 7

ス u ッ

アキ

ア國に於てはやはり農民の間には家産制

を普及す

る考

が

强

かつ

tz

のであつて、

家產制、

は人と土地との間に密接な結合を爲さしめると同

ß 南

品

的

性

「質を取除いて之を以て眞實に人間生存の地盤たらしめんとする主旨が貫か

'n

ła

ば

峙

12

土

地

か

Ø 伙 どせられた し乍ら大所 のであ 有地を分割して之を小所有者に獲得せしめ、 共所に家産の設置を爲 さし h とす

するを得ないで、法令は空文に終つてしまふ外は 有效ならんことを以て必要の條件とする。 業に關しても、 その 小所有地を得んとする者に對して土地代金を貸付くべき信用 此の信用を規定する為に設けられたる一九二○年三月十一日の この條件が缺ぐるに於ては、 ない。 され iľ ッエ ッ **_** 折角の事業も ス τŢ ゥ 組織が ァ ŧ ż 備 圓滑 法律 の土 it b 其 は 地 12 甚だ 制度 進行 働

のものと經營の爲めのものとに種別されてある。先づ小所有地獲得の爲に授けられ 重要な意義を有するものたるを知らねばならぬ。 同法に依れば與へらるゝ信用 は所有獲得 る信用は、 獲

得すべき土地代金の十分の九までの額に及び得るのであつて、

經濟上及び住居用の建物を獲る爲

が為

者の生存する場合は最初の十年間は土地局の許可あるにあらざれば他人に譲渡するを得ざるもの 格の十分の九建物建築費の半額までと限られたのである。そして貸付は國家より與へられ 側には隨 あつて上地局が國家を代表する。貸付期間は長期であつて其間利子の引上を爲すを得ず又債 Ø とする。尚又小農地の獲得者はその土地の使用上についても若し之を適當に管理するを怠るに於 の信用は價格の半額まで興へられる。又經濟上及び住居用の建物の建設の爲めの貸付は土地價 |時解約權を與へないのである。此の貸付を受けて其の負擔に任じて居る土地 は其の獲得 **る**の

貸付は土地局より此の日的の爲に設けられたる基金中から現金を以て爲されるか、信用組合の如 する爲めにのみ與へらるくものとし、然かも貸付は産業組合の手を經てのみ爲されるのである。 きが自己の資金を貸付くるか、さなくは私の貸借が行はれ其の損失に對して半額まで國家が保證 次に經營信用に關しては、貸付はたゞ農業經營上必要なる家畜其他農具の如き生産手段を獲得

ては一定の監督を受けねばならぬこさになつて居る。

止し で上に示す所はすべて普通の所有地に就いてのことであるが、次に町村に於ける共有地 へる共 一九一九年七月十七日の法律により、從來共有地に對して權利を有したる者の特權を廢 有 地 は總て之を町村基本財産と為すこさにせられた。町村基本財産に在 に關

れかの道に依て爲されるのである。

亚七

"

ź ツコ

スロヴァキア國の土地制度改革

その收益は悉く之を町村公共の費用にのみ充當すべきものとなつて居るのである。 は公共財 に於ける特色を爲すものは 出來得る限り多額 カコ へる町村公共財産の使用方法に關するものである。 (第一號 五八) 五. ep そして ち舊來の使

新

立

法

產

か

6

の地

|代收用を擧げるといふことを以て管理の眼目として居た

の

用

鯍

滺

ツ エ

ツコスログアキア國の土地制度改革

第二十三卷

所 であ 野は全體 b 宥 のとした。 なる從て特に之を必要とする住民に對して町村より貸付け小作せしむべきものである。 る の住民の有する家畜の放牧の為めに用ゐらるべきであ 新法 此 の意味に於ては例へば山林の木材は先づ町村居住者に賣却すべきであり、 は町村公共財産は先づ第一に町村居住者の使用さ利益さの爲めに管理せらるべき b. 農地や牧草地は先づ第一に無 公有 郎ち

出來、 **斯くせられるここに依て、** £ 鬜 言附記して置かねばならぬことは、 **斯くて賃傭勞働より獨立するを得るものと考へられるのである。** 小農業者の多數は其の農業經營をは自給的狀態にまで擴大することが 他の歐亞中間諸國の土地制度改革に於けるが如く、 ッ

局 れに無産 ラ は其の質物 ッ 7 ス 一小作人が搾取されて居たのであつて、其の狀態最も改善を要する所が ロヴアキア共和國に於ても亦森林の一部分は國有に移されたることである。 スランド 小作制を廢して金納小作制に改めることに努力したのである。更には又山淶大農地 地方に在つては從來廣く實物小作制(分益小作制)が行はれ、 之に仮て小農業者 あつたので、 次には 土地 力

の分割が行はるれば、

土地はどかく不合理的な經營に陷り易く、

小農民は農業科學で合理的經

營

事業につ 地制度改革事業の眞實なる成就の爲めには土地分割と土地改良との兩事業を併せ行ふを要し、 方法とに暗き爲めに、 ェ ッ 2 いては又巨額の資金を要する次第なれば、 U * アキ ア國に在つても此點に注意の拂はれて居ることを見遁してはならぬ。 やくもすれば土地を掠奪的に使用することになり易いものであるから、 事業は一朝一夕にしては完成せられないので 然し此の ッ 土

五 小作人に土地を得せしむる事業

あ る。7)

ッ・ 施設としては、 する法律これであ る小作人の權利を確保し、叉彼等をして一定の條件の下に其の小作地の所有者たるを得せしむべ き立法これである。 ノアキ 嚴密な意味に於ける土地制度改革事業中には含まれないが、農業狀態の改善の為めに行はれる ア國に於ては、 甚だ重要なる意義を有し地位を占め得るもので見らるべき立法が、 郎ち一 土地制度改革に關する諸立法と並び行はれた。それは領地的な農地 九|九年五月二十七日に發布されたる小小作人に對する土地保定に關 ッ 工. ッ に於け " ス u

からしてッ に似たやうなものもあつて(Zinsgründler) 其の小作人の權利に關しては從來色々 æ. ッ **_**; ス ロヴアモア地方には長期の小作がかなり廣く行はれて居た。 7)

其中には永小作

證

ッ

л.

ッ

コスロヴアキア國の土地制度改革

第二十三卷

(第一號

五九)

五九

太利時代

<u>;</u>

六〇

1:

H

は

す

は之を

0)

論

叢

ı. ーツコ

Ę て長期な 廢止しその小作人 紛 終に之に關 等が表はれ よれ る小小作人に對して土地を保定せんどする企圖の下に編成公布されることへなつた。 て居た đ る立法を見るに至らないで居た。 |は一定の條件の下に其地の所有者 一九〇一年十月一日以來引續き其地を小作し又は下小作した のである。 そして墺太利帝政時代に於ても、 然るに 12 るを得せしめんごする企があつ 九一九年五月二十七日の p, \ る永代的な小 にる農地 法律 作制 あ小 12 0

法律 小作を爲したる普通の小作地に闘するものとして行 O) 權 は 者をも包含し、 6當該地 なるや普通の債権たるに過ぎざるやの問題は、 るに過ぎざる者を主として眼中に置いて居るのであるけれ は小 作人の権 の所有者となることが出來る。 從て前時代から爭の種となつて居る所の長期小作 「利内容について問ふこどなく、 そして此の立法は主としては斯か 併せて解決されることになつた たゞ其の小作又は下小作が少くとも十八 はれたのであつて、 5 一人の権 同時 小作 に永小作 利が果して物 る長期 人の ので 間 栊 人や之に に沙 利 ā) 楪 13 శ్ర ffj 12 年間 額 引 小 永 ٧ 僓 作人 卽 小作 する

椛

t,

此 法律 の適用を受くべき土地は、 國有地、 差押へられたる土地、地券地、 教會の所有

舭

就中差押へられたる土地は前に示したやうに其の面積百五十叉は二百

恒

別

團

|等の所有地である。

癥

的

Ü

凬

一家族

の手に依つて行はれたといふ小作期間だけを見て、かヽる小作人は其小作地の所

有

を要求する權

峲

あるものとしたのである。

五十ヘクタール以上たることを要するのだが、他の土地についてはかくる面積の限定は存しない のである。そして斯かる土地を要求し得べき小農は自己又は家族の手によりて其地を耕作經營す るを要し又その一家の生活の爲に其地を必要とするものでなければならぬ。同時に又斯くて得ら

れる農地は一戸分八ヘクタールを超ゆべからざるものとする。

ば、又從前同樣の條件の下に更に引續き六年間小作さして貰ふことであつてもよい。そして又そ の要請は土地そのもの及その上に建てられたる住家及經濟用家屋を包括するのである。 土地に對して要請を爲し得る農民の權利は其小作地を所有に移して貰ふことであつてもよけれ

選擇により一時拂にしてもよければ叉十回均一分割拂にしてもよいのである。そして叉土地を投 の譲受代金に關する協定が成立しない場合には裁判所が之を決定するのであつて、其の場合には 九一三年に於ける當該地方の地價を標準とすることにせられた。そして土地の代金は讓受人の 法律に規定されたることの實行に關しては裁判所に一任されるのであつて、當事者間に小作地

は 頭的に轉賣するを防ぐ爲めに、右の如くにして得られたる土地は取得者生存する場合には十年間 土地局の許可なしには他人に讓渡するを得ざるものとした。

'ないのであつて、従來耕作せられたる土地が同一人によりて引續き耕作せられるに過ぎない。 此 |規定に依る農業狀態改革の事業は、之を農業生産の上からいへば殆んど何等の變化とはな

影

"

ツコスロヅアキア國の土地制度改革

第二十三卷 (第一號

六こ

六二

從

の方 用 の事業が上地制度改革事業と併せ行はれたるは、 の社 つた દુ 必要なる家畜農具其他の生産手段を所有して居り之に要する勞働も一家に備はつて居 増すといふ效果は、茲にも表はれて來なければならぬ筈である。そして小作人は旣に農事經營に H も齎さないで、 ら見て、 之を地 **ゐるこさが** れどもその耕作者は従來は他人の土地を借りて用ゐて居たのに、今後は之を自分のものとして 效果を表はし、 から に在 それ 會狀態を整 を其儘に新たなる心理狀態の下に更に有效に用ゐて行けばよい 主自身使用するを得ないで、 つては、 共に意義あ 出來るのであつて、其の事情の變化に伴ふ心理上の影響は、引いて多少は生產上 之を質行するを得るものであつて、 格別多くの苦痛 へ、又農業經濟を合理化するに貢献 一般的に自作農民が小作農民よりも仕事に身を入れて行ひ、 か ` る事業である。 る土地は大抵大農地 の伴ふ 他人に小作さして居たのだか 何人にも犠牲を强いない わけではない。 の一部分であつて、 當を得たること、謂はねばならぬのである。 然かも之を實行 する所あるを得るものと謂 a n ば此の事業は之を農政上で社會政策上 然か で、 同時に又國民經濟 6 したる曉に於ては大 もその部分は色々の 今その所有を小作 のである。 土地を愛し生産 は β t ば なら Ŀ n 8 Ø ā に又 0) ฆั 12 損 人に 恌 農村 失を の爲 地主

讓

か

13

餘

論

此

は 以上私は 之に關する立法や 専らョ t ッ ェッ フ、ヴィーエン氏の論文を<u>参考</u>し ⇉ ス 法文の ロヴアキアに於て行はれたる土地制度改革事業の大要を示した 規定の 内容や、 援用したのである。 之に據つて行はれ 3 問題が事實の説明を主じする 事業の實行方法や等に就 0) で τ

b

0)

であるが故に、

廣きに沙つて比較討査する必要もあるまい。

ない。 ではなく、 事業に對する批評的考察に至つては、 12 10 ッ 般的に 工 ッ J 新か ス ŢĴ ッ る土地制度改革事業なるものへ是非得失についての議論とならざるを得 7 キアに關するだけの問題として見れば、 問題は決して獨 りッ 工 ッ 7 ス 此 ロヴアキ 0) 卦: 業が アに限られ 同 國の實際 事 わ

後 べき資料が供 たかどうかといふことになるが、 に照し合せて必要であつた の報告を手に入れて事實の經過の上から判斷する外はないのであつて、 又機宜を得たるものであつたと見る外はない。 はつて居ない か否か、 それは大體説明 又かヽる方針と實行策とを以て行はれ 中に於け そしてその事業の效果に至つては、 る同國の實狀から觀て止 茲にはまだ之を爲 たることが適當で むを得ざるも あつ 奜

なる社會化とはなり得ないで、 的で以てかく **ゃーつ研究上注意に値することは、** る事業が企てられ 土地私有制そのものは之が為めに多く動揺することなく、 るのだけれど、 **へる事業が土地** 其の實行されたる跡を見れば、 の社會化どいはれい 又土地 決してそれ 沚 會化 t2 10 カゞ 十分

カー

0)

自

瞉

ッ

x

ツコスロヴアキア國の土地制度改革

第二十三卷

(第一號

ガミ

火三

情これである。さればこれは決して完全なる土地社會化の事業ではなく、 所有者に賦奥されるのであつて、眞に國有とせられたるはたヾ一部分の森林に過ぎないとい 定面積以上の大所有地のみが、その一定面積を越ゆる範圍内に於て收用せらるべきも 然かも又その收用されたる土地は小農地其他小所有地として又新たに所 たゞ一方に於て一所有 有 權 のどされた の下に小 る事

の下にある土地

の面積を制限すると同時に、

他方に於て小所有地を造つて之を家産的のものごな

んどするものであつて、たゃその小所有地を作る爲めに必要なる土地を獲る方法として、 したものたるに過ぎないのである。 以て農村には自作農的な定着者を增加して、農村狀態を健全にし又之に安定を得せしめ ち事業はやはり自作農主義により農業には小規模なる獨立經營を推奬し之を以て基礎で爲さ 併しその收 强 崩 は次

生產 にするのみである。そして又事業が社會主義在來の主張の如く土地の公有制の質行とその經營の に於て行はれて居る自作農的小農地設定の事業と甚しく異る所はない。やく立法上の行き方を異 して無償には行はれないで、有償的に行はれて居るから、事業の實際的效果からいへば英國 に法律によつて大地主の土地を收用したる點に於て特色を有する次第である。 |合的大經營的實行さを目標としないで、その點に於て殆んど時を同うして露西亞に行

6

さしたる所と頗る趣を異にせることも注意に値する所と謂はねばならぬ。

當初から異れる方針

石ごして茲に紹介する所以である。 やについて注意深く觀察し又之を他國の自作農創定事業で比較し、 意を拂つて事を進 を發して、 して見なけ 失敗に鑑みて當初のやゝ完全なる社會化の計畫を緩和するに至つたのか、 の下に事業が企てられたのか、それとも少しづゝ先に行はれて行つて露西亞の事情を考慮しその ĭz ふについて、 る上 事業の方針及實行方法等について答申を求めるなどの事を爲して、 ればわからないが、然しツ 地 |社會化計畫と比較し研究することに依て、 前にも一言したやうに、 |めたる事實あることは見道がすべからざる所である。吾々は (完) <u>.</u> ッ 國内のあらゆる農業代表機關に對して精細なる質問 _ ス ロヴアキア共和國に於ては此の土地制度改革事 多く學ぶ所あるを得る筈である。 特には露西亞に於て行 それはよく質狀を詮索 出來得 事業の

方針

や方法

他山

Ö

は n

h

る限

5 0)

生

500

叢

y 工

ッ

ᆿ z

(第一號